



証券コード：4076

第40回定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2025年8月28日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都渋谷区恵比寿1丁目20番8号
エビススバルビル「EBISU S 303」
5階 カンファレンスルームABC

議案

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案	退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

目次

第40回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	18
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告	48

証券コード：4076
(発送日) 2025年8月13日
(電子提供措置の開始日) 2025年8月1日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号
株式会社 シイエヌエス
代表取締役社長 関根 政英

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.cns.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR（IR情報）」「IRニュース」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「シイエヌエス」又は「コード」に当社証券コード「4076」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットで議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年8月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿1丁目20番8号
エビススバルビル「E B i S 303」
5階 カンファレンスルームABC
(末尾の株主総会会場ご案内図をご確認ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 第40期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第40期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1)議決権行使書面において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3)書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎本株主総会の模様は、インターネットにより後日オンデマンド配信いたします。なお、本オンデマンド配信はご視聴のみとなりますため、あらかじめ書面（郵送）又はインターネットにより議決権行使いただき、ご質問のある場合は後記のとおり事前にお寄せください。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎株主総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付にご提
出ください。

日 時

2025年8月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に議案の賛否をご
表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年8月27日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2025年8月27日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

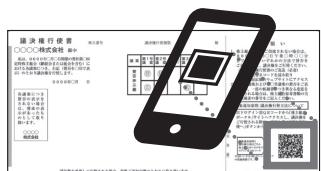
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年8月27日（水）午後5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年8月21日（木）午前10時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。



お体が不自由な株主様、障がいをお持ちの株主様へ

- 株主総会会場では以下の準備をしておりますので、必要な株主様はご遠慮なくスタッフまでお声かけください。

・車いすの専用スペース



・筆談ボード



- 株主総会会場には、車いすの方がご利用いただける多目的トイレが設置されていますので、ご利用ください。

- 株主総会会場には、議決権を行使できる株主の方以外はご入場いただけませんが、お体の不自由な株主の方のご同伴者様1名はご入場いただけます。また、必要とする株主の方は、盲導犬、介助犬、聴導犬等とともにご入場いただくことができます。

◎会場での配慮が必要な方は、2025年8月21日（木）午後5時30分までに下記へご連絡ください。

問い合わせ先

03-5791-1001（代表）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、創業時より積み重ねてまいりました大手SI事業者からの信頼と実績、継続的なリレーションにより、ICT業界の変化を早くに察知し、新しい分野に躊躇せず挑戦し、その先取性により事業を拡大してまいりました。この事業特性により、安定した収益確保を可能としています。

また、当社は2025年7月4日に創業40周年を迎えました。つきましては、株主の皆様への感謝の意を表すため、普通配当49円に記念配当26円を加え、期末配当に関しましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金75円（普通配当49円、記念配当26円）

配当総額 217,947,150円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年8月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、業務効率向上のため、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都渋谷区から東京都品川区に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>【本店の所在地】</p> <p>第3条 当会社は、本店を<u>東京都渋谷区</u>に置く。</p> <p>附 則 (新 設)</p>	<p>【本店の所在地】</p> <p>第3条 当会社は、本店を<u>東京都品川区</u>に置く。</p> <p>附 則</p> <p><u>【本店所在地変更の効力発生日】</u></p> <p><u>第2条 定款第3条【本店の所在地】の変更</u></p> <p><u>は、2025年8月以降に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則の規定は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、本定時株主総会終結の時をもって、取締役小野間治彦氏は退任されます。

つきましては、経営体制の強化のため社外取締役1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたか、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	属性
1	とみ やま 富山 広己	代表取締役会長	再任
2	せき ね 関根 政英	代表取締役社長	再任
3	いの こ 猪子 昌俊	取締役 コーポレート本部長	再任
4	まえ だ 前田 和寛	上席執行役員 テクノロジー事業本部長	新任
5	おお にし 大西 徳昭	取締役	再任 社外 独立
6	いわ お 岩男 玲子	-	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

とみ やま ひろ み
富山 広己 (1953年3月9日)

再任

所有する当社の株式数

1,004,800株

在任年数

37年

取締役会出席状況

15/15回

[略歴、当社における地位及び担当]

1976年04月 日本ユニバック株式会社（現BIPROGY株式会社）入社

1985年02月 株式会社メガロシステム入社

1987年09月 当社入社、取締役就任

1990年07月 当社代表取締役副社長就任

1996年02月 当社代表取締役社長就任

2015年07月 当社代表取締役会長就任（現任）

2018年05月 株式会社シイエヌエス北海道代表取締役会長就任

[重要な兼職の状況]

—

取締役候補者とした理由

富山広己氏を取締役候補者とした理由は、当社において30年余りにわたり当社代表取締役を務め、当社の事業全般に関する戦略立案及び業務執行の最高責任者として強いリーダーシップを発揮し、適時適切な意思決定、経営監督の実現を図っていることから、取締役として適任であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

せきねまさひで
関根政英

(1966年11月10日)

再任

所有する当社の株式数

178,200株

在任年数

22年

取締役会出席状況

15/15回

[略歴、当社における地位及び担当]

- 1988年04月 住信情報サービス株式会社（現三井住友トラスト・システム&サービス株式会社）入社
1993年01月 当社入社
2003年06月 当社取締役就任
2014年08月 当社取締役副社長就任
2015年07月 当社代表取締役社長就任（現任）

[重要な兼職の状況]

—

取締役候補者とした理由

関根政英氏を取締役候補者とした理由は、当社取締役就任以降、主要事業分野の統括者としての任務を通じ、基盤システム事業及びビジネスソリューション事業において事業部長を務め、豊富な経験と識見を有しております。社長就任以降も、「事業基盤の強化（人材の確保・育成）」「顧客とのアライアンス活用による協業強化」「デジタルソリューションの拡充」を成長戦略とする諸施策を策定・実施すること等により、経営全般を適切に管理、統括し、企業の発展に貢献していることから、取締役として適任であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

いの こ
猪子 昌俊

(1981年6月26日)

再任

所有する当社の株式数
8,400株
在任年数
1年
就任後に開催された
取締役会出席状況

11/11回

[略歴、当社における地位及び担当]

2004年04月 当社入社
2018年06月 当社執行役員就任
2018年06月 当社基盤システム事業部事業部長就任
2022年06月 当社経営企画部部長就任
2023年06月 当社経営戦略本部本部長就任
2024年06月 当社上席執行役員 管理本部長就任
2024年08月 当社取締役就任（現任）
2025年06月 当社コーポレート本部長就任（現任）

[重要な兼職の状況]

—

取締役候補者とした理由

猪子昌俊氏を取締役候補者とした理由は、当社執行役員就任以降、主要事業分野の統括者としての任務を通じ、基盤システム事業部長、経営企画部長、経営戦略本部長、管理本部長などを務め、豊富な経験と識見を有し、企業の発展に貢献していることから、取締役として適任であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

4

まえだ
前田 和寛

(1982年12月17日)

新任

所有する当社の株式数
5,000株
在任年数
一年
取締役会出席状況
一回

[略歴、当社における地位及び担当]

2005年04月 エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社（現株式会社マーブル）入社
2010年01月 当社入社
2018年06月 当社システム技術サービス部部長就任
2020年06月 当社デジタル技術推進事業部長就任
2021年06月 当社執行役員就任
2024年06月 当社上席執行役員就任（現任）
2024年07月 株式会社シイエヌ北海道取締役（非常勤）就任（現任）
2025年06月 当社テクノロジー事業本部長就任（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社シイエヌ北海道取締役（非常勤）

取締役候補者とした理由

前田和寛氏を取締役候補者とした理由は、デジタル技術推進事業部長、テクノロジー事業本部長などを務め、豊富な経験と識見を有し、ServiceNowビジネスの急拡大や生成AI分野におけるビジネスの確立など、新たなビジネス獲得の積極的な推進によって企業の発展に貢献しております。今後、新しい事業領域の拡大をリードする取締役として適任であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

5

おおにし
大西 徳昭

(1960年3月22日)

再任
社外
独立

所有する当社の株式数

一株

社外取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

15/15回

[略歴、当社における地位及び担当]

1983年04月 日本郵船株式会社入社

2017年07月 Big West Brothers Consulting & Solutions開業

2019年11月 BIG WEST BROTHERS合同会社代表就任（現任）

2022年04月 武蔵野大学大学院講師就任（現任）

2023年08月 当社社外取締役就任（現任）

2023年12月 JCXAS株式会社代表取締役就任（現任）

[重要な兼職の状況]

BIG WEST BROTHERS合同会社代表

JCXAS株式会社代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大西徳昭氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、グローバルビジネス現場での豊富な経験で培ったコンプライアンスアドバイザーとしての高い知見を有しており、当社社外取締役として企業法務に係る専門的知識並びにコンサルティング経験等を当社経営に反映し、社内経営陣から独立した客観的視点から提言やご指導をいただけるものと期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

6

いわ お れい こ
岩男 玲子 (1971年6月1日)

新任
社外
独立

所有する当社の株式数

一株

社外取締役在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

[略歴、当社における地位及び担当]

- 1994年04月 大東証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社
2004年02月 コスモ証券株式会社（現岩井コスモ証券株式会社）入社
2011年11月 株式会社アイセイ薬局入社
2014年04月 株式会社白鳩入社
2015年11月 同社取締役就任
2019年01月 日本シェアホルダーサービス株式会社入社、シニアアナリスト就任
2023年10月 株式会社シセイ設立、代表取締役就任（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社シセイ代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岩男玲子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要是、証券会社における企業調査や公開引受などの投資銀行業務とIR管掌取締役として企業価値を向上してきた豊富な経験及び知見を有しており、社外取締役として当社の企業価値向上を加速するためのアドバイスを当社経営に反映し、社内経営陣から独立した観点から提言やご指導をいただけるものと期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大西徳昭氏と岩男玲子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、大西徳昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低限度額であります。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、岩男玲子氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 代表取締役会長富山広己氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるN&KT株式会社が所有する株式数を含んだ実質株式数を記載しております。
5. 当社は当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
6. 当社は、大西徳昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、当社は、引き続き独立役員とする予定であります。また、岩男玲子氏につきましては、当社の取引先の代表でありましたが、取引額は軽微であることから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任されます小野間治彦氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、「役員退職慰労金規程」に基づき、役位、在任年数等に応じて算定するものであります。

また、本議案に関し、監査等委員会からは特段の意見がない旨を確認しております。

以上により、本議案の内容は、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
おのま はるひこ 小野間 治彦	2009年06月 当社取締役就任（現任）

以上

事業報告

(2024年6月1日から)
2025年5月31日まで

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、デジタル技術を活用したビジネスプロセスやビジネスモデルの変革、レガシーシステムからの脱却といったDX(デジタルトランスフォーメーション)の取り組みは変わらず活況がありました。株式会社アイ・ティ・アールによる国内企業を対象に実施したIT投資動向調査によると、2023年度（2023年4月～2024年3月）のIT予算額が増額したと回答した企業の割合は前年度と比較し3ポイント上回り、2024年度のIT予算額も増額を見込む企業はおおよそ半数を占め、増額基調が継続すると予想しています。労働人口の減少と高齢化が進み、あらゆる業種において人材不足となっていることもあります。特にAI関連製品・サービスへの投資意欲の高まりが大きく、今後も急速な拡大が見込まれます。一方で、IT・デジタル人材は不足しており、採用環境は厳しい状況で推移いたしました。

このような環境の下、当社グループは2030年5月期における目指す姿「『人を想う』事業やサービスを通じて社会的課題を解決し、人や社会、未来に貢献する企業グループ」の実現に向けて、『中期経営計画（2025年5月期～2027年5月期）』を開始いたしました。基本方針「エンパワーメントの促進とイノベーションの醸成」に基づき、「1. 事業基盤の強化」「2. 新たな顧客獲得による事業規模拡大」「3. ソリューションの拡充による市場拡大」「4. 新たなビジネス機会の創出に向けた提案力の強化」「5. 社会課題を起点としたビジネスの創出」の5つの戦略に取り組み、最終年度における数値目標の売上高100億円、営業利益率10.0%以上の達成を目指します。

経営基盤については、中期経営計画において人事制度改革の完成をKPIに掲げており、多様性の拡大やワークエンゲージメントの向上等を実現するための礎となる等級制度及び評価制度と、これに合わせた報酬制度の再設計を進めました。2026年5月期より新評価制度の全社適用開始を予定しておりましたが、中期経営計画を加速させることを目的に、一部制度設計の調整を実施し段階的に各制度を適用していくことといたしました。また、コミュニケーション活性化やエンゲージメント向上に向けた全社施策として、カジュアルコミュニケーションのため

のツールの導入や、一部の社員を対象に組織横断 1 on 1 を試行いたしました。前年度に開始したコンサルティング事業においては、社外から招聘したコンサルティングの専門家による研修を実施する等、既存エンジニアのコンサルタントへの育成に注力するとともに、進めていた DXコンサルタント人材向けの標準スキル表が完成いたしました。このスキル表を基準に、コンサルタントの評価や単価算出、また、お客様向けコンサルティングサービスの品質を担保してまいります。

ビジネス面については、当社オリジナルブランドのU-Wayシリーズの拡充をはじめ、サービスの開発を進めました。U-Wayをフックとした引き合いは増加し、その受け皿は、当期初に営業力強化を目的に立ち上げた部門横断のタスクフォースが担い、新規エンドユーザーの獲得により受注拡大しております。デジタル革新推進事業においては、2025年4月に、アオラナウ株式会社と共同開発したServiceNowのITサービスマネジメント（ITSM）機能のうち、インシデント・問題管理に特化した「ServiceNow ITSM クイックスターターパッケージ」をリリースいたしました。コンサルティング事業においては、2025年2月に4つのメニューを揃えた、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた準備状況を診断するDXコンサルティングサービスを開始いたしました。

当連結会計年度における各事業の状況は以下のとおりです。

デジタル革新推進事業では、柱であるServiceNow導入支援に関して、前期から協業を開始したAoraNow社との積極的な営業活動により受注が伸張したほか、キャッシュレス決済アプリケーション開発案件は実績が評価され、対応領域が拡大いたしました。また、生成AI関連については、顧客企業におけるシステム開発業務の生産性向上を目的とした生成AI利活用プロジェクトへ複数参画し、売上の拡大に寄与いたしました。この結果、当連結会計年度における当事業の売上高は、前期比20.9%増の2,200,951千円、売上総利益率は、前期比0.7ポイント増の25.2%となりました。

ビッグデータ分析事業は、新規顧客案件の体制が順調に拡大したことによるとともに、既存顧客の大手通信キャリアに係る案件について計画を上回る増員ができた結果、当連結会計年度における当事業の売上高は、前期比16.7%増の1,330,434千円となりました。売上総利益率については、現在、案件の選択と集中を進めている中で過渡的に低減しており、前期比3.4ポイント減の21.1%となりました。

システム基盤事業は、主要顧客における大規模なシステム更改案件の延伸やプロジェクト凍結等の影響がありましたが、当社オリジナルサービス「U-Way」の引き合いが増加し複数の新規エンドユーザーを獲得できたこと、また、地方自治体におけるガバメントクラウド案件を受注できしたこと等により、当連結会計年度における当事業の売上高は、前期比1.9%増の1,812,747千円となりました。売上総利益率につきましては、前期並みの24.4%で着地いたしました。

業務システムインテグレーション事業は、経済安全保障に係る案件や、証券会社向けシステム構築案件等の規模を拡大できたことで売上に大きく寄与いたしました。また、ERP関連については、開始が計画より遅れたものの大型の請負案件として受注しており、今後のERP領域拡大の足掛かりとなるものと考えております。一部の既存顧客における運用保守案件の体制の大幅な縮小はあったものの、当連結会計年度における当事業の売上高は、前期比1.2%増の1,535,886千円となりました。売上総利益率については、上述の大型請負案件等により前期比2.1ポイント増の26.0%となりました。

コンサルティング事業は、今期立て直しを図ることを目的に、体制を大幅に縮小して開始いたしました。このような状況の中、既存案件は計画どおり継続できたものの、新規に獲得した顧客において案件規模拡大ができず、当連結会計年度における当事業の売上高は、前期比68.7%減の124,957千円、売上総利益率は前期比5.3ポイント減の24.4%となりました。2025年2月にリリースしたDXコンサルティングサービスについては、DXへの高い需要を背景に引き合いは増えております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は7,004,976千円（前期比5.2%増）となりました。利益面につきましては、期初に実施したベースアップ等による人件費増、バックオフィス業務委託に係る支払報酬等の増加により販管費率は1.1ポイント増加し、営業利益は555,336千円（同10.4%減）、経常利益は585,254千円（同10.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は427,349千円（同7.4%減）となりました。なお、ベースアップを含むおよそ11%の賃上げの影響により、売上原価に含まれる労務費を含めた人件費率は前期比1.4ポイント上昇し、27.7%で着地いたしました。

	第39期 (2024年5月期)	第40期 (2025年5月期)	前連結会計年度比	
	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	増減率
売上高	6,657,083	7,004,976	347,893	5.2%
営業利益	619,974	555,336	△64,638	△10.4%
経常利益	650,255	585,254	△65,000	△10.0%
親会社株主に帰属する当期純利益	461,328	427,349	△38,180	△7.4%

なお、当社グループはシステムエンジニアリングサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

[2025年5月期～2027年5月期の中期経営計画について]

初年度である2025年5月期は業績予想を達成することができませんでした。反省を踏まえ、中期経営計画の達成に向けて取り組みを加速させるため、2026年5月期は組織体制を大きく変えて本部制を敷き、中期経営計画の施策も以下のとおり、より具体的にし明確化いたしました。

■コア成長戦略

<戦略1 事業基盤の強化>

高度プロフェッショナル人材登用と注力領域への増強

- ・ERPスペシャリスト登用
- ・生成AIに必要なハイスキル人材の獲得
- ・マネジメント層の補強

<戦略2 新たな顧客獲得による事業規模拡大>

グローバルネットワークの構築・拡大

- ・他社サービスや技術の活用
- ・新規顧客開拓

<戦略3 ソリューションの拡充による市場拡大>

ERPビジネスの拡大

- ・OracleERP／mcframeビジネスへの参入

■強化成長戦略

<戦略4 新たなビジネス機会の創出に向けた提案力の強化>

マーケティングからDX技術の提供までを可能とする一貫した営業体制の構築

<戦略5 社会課題を起点としたビジネスの創出>

モダナイゼーションビジネスの実現

最終年度に掲げる以下の目標の達成に向けて、上記5つの戦略及び施策を推進してまいります。

売上高 100億円	営業利益率 10.0%以上
従業員還元 +10.0%のペア実現	株主還元 累進配当政策の長期継続

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループの設備投資の総額は23,576千円であります。主なものは、当社グループ本社におけるゼロトラストネットワークシステム導入、コンピュータ機器等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引先金融機関と総額160,000千円の当座貸越契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第37期 (2022年5月期)	第38期 (2023年5月期)	第39期 (2024年5月期)	第40期 (当連結会計年度) (2025年5月期)
売上高(千円)	5,419,409	5,989,475	6,657,083	7,004,976
経常利益(千円)	594,456	587,675	650,255	585,254
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	409,489	433,098	461,328	427,349
1株当たり当期純利益(円)	145.51	149.04	158.75	147.06
総資産(千円)	4,151,846	4,547,178	4,933,509	5,259,857
純資産(千円)	3,038,780	3,341,108	3,671,667	3,959,471
1株当たり純資産(円)	1,045.69	1,149.73	1,263.48	1,362.53

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第37期 (2022年5月期)	第38期 (2023年5月期)	第39期 (2024年5月期)	第40期 (当事業年度) (2025年5月期)
売上高(千円)	4,887,041	5,371,631	6,073,608	6,358,647
経常利益(千円)	531,259	505,481	611,567	497,855
当期純利益(千円)	364,315	374,279	434,087	368,890
1株当たり当期純利益(円)	129.46	128.80	149.38	126.94
総資産(千円)	3,856,373	4,164,409	4,567,306	4,784,501
純資産(千円)	2,827,527	3,071,036	3,374,354	3,603,699
1株当たり純資産(円)	973.00	1,056.79	1,161.17	1,240.11

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 シ イ エ ヌ エ ス 北 海 道	25,000千円	100.0%	システムエンジニアリングサービス事業

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する情報サービス産業においては、事業の強化や変革を推進するDXの潮流が、企業の競争力強化に向けた戦略的投資需要を高め、需要は増加基調で推移していくことが予想されます。

このような状況のなか、当社グループは、中期経営計画（2025年5月期～2027年5月期）において掲げた目標の達成に向けて以下の対処すべき課題に取り組み、業績の拡大、企業価値向上を目指してまいります。

① オリジナルサービスの拡大

当社グループは受託型のエンジニアリングサービスやシステム開発に特化し、お客様との取引を拡大してまいりました。一方、少子高齢化による労働人口の減少が進み、人材獲得競争は激化し、労働市場の流動性も高まっております。このため当社は、受託型以外のビジネスモデルの構築に取り組み、2022年10月に、当社初のブランド「U-Way」を立ち上げ、オリジナルサービスの提供を開始いたしました。中期経営計画において、U-Wayシリーズの事業展開による売上高20億円を目指しておりますが、この目標の達成に向けて、各事業においてオリジナルサービスの開発・販売拡大に取り組みます。

② 新規顧客の獲得

これまでの受託型ビジネスにおいては、主に既存顧客との安定的な取引により業績拡大してまいりました。今後、持続的な成長を実現していくためには、受託ビジネスの姿勢から脱却し、攻めの姿勢に転じることが重要であると考えております。マーケットニーズの把握、顧客ニーズの深掘りの取り組みを強化するとともに、主体的な提案活動による顧客接点の拡大や、ITベンダーやお客様とのパートナーシップの増強により、特に新たなエンドユーザーの獲得に向け取り組んでまいります。2025年5月期 期初に組成した部門横断チームを、2026年5月期よりセールス本部に昇格させております。当該部署が全社における営業戦略の立案・推進してまいります。

③ 業容の拡大

当社グループは、2030年度における目指す姿『「人を想う」事業やサービスを通じて社会課題を解決し、人や社会、未来に貢献する企業グループ』の実現に向けて、社会課題を起点としたビジネスの創出を強化成長戦略の一つに掲げております。2022年5月期より、成長戦略のうちの1つとして「ソリューションの拡充による市場拡大」に取り組んでおりますが、技術領域を拡大することで提供サービスの拡充を図るものであり、着実にサービス数は増加しております。今後は、事業会社だけではなく中央省庁や地方自治体の情報システムの課題を解決する提案もを行い、様々な案件を通して社会課題解決ソリューションの活用による、業容の拡大につなげてまいります。

④ 人材の確保と育成・働き方改革の推進

企業成長には優秀な人材の確保・育成は不可欠であり、情報サービス産業は人材こそが全てである業界と言えます。しかしながら、少子高齢化が進む中、業種・業態を超えた人材獲得競争は激化、高度IT人材の不足も深刻化しております。そのため、生成AIの活用を含め従業員の働きやすい環境づくりを推進し人材確保に努めるとともに、能力を向上させるための研修、資格取得の推奨を実施しております。中期経営計画（2025年5月期～2027年5月期）における重点施策として、人事制度改革の完成を掲げており、社員の能力を最大限に発揮させる評価制度の構築、高度プロフェッショナル人材の獲得に取り組んでまいります。社員の働き方については、ワークライフバランスに配慮しつつ、生産性及び品質の向上を実現することが重要な課題であると認識しております。社員の健康や意欲を損なわない環境を保ち続け、事業の健全な継続を実現するとともに、社員の仕事へのやりがい、誇りを高めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

業務運営の効率化やリスク管理、また安定的に事業を拡大するためには内部管理体制のさらなる強化が必要不可欠であると考えております。今後も引き続き、内部管理体制の整備を推進するとともに、労務管理上の問題や情報漏洩、ハラスメントなどが発生しないようコンプライアンスの強化にも努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年5月31日現在)

事業区分	事業内容
システムエンジニアリング サービス事業	コンピュータの受託開発業務、企業の基幹系業務システムの開発及びWeb関連システムの設計・開発等

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年5月31日現在)

① 当社

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

株式会社 シイエヌエス北海道	北海道札幌市
-------------------	--------

(7) 使用人の状況 (2025年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
システムエンジニアリングサービス事業	265 (13) 名	10名増 (2名増)
合計	265 (13) 名	10名増 (2名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比較して10名増加しております。これは、事業拡大に伴う積極的な新規採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
221 (13) 名	7名増 (2名増)	32.7歳	6.01年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比較して7名増加しております。これは、事業拡大に伴う積極的な新規採用によるものであります。

(8) **主要な借入先の状況** (2025年5月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年5月31日現在)

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 10,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,906,000株 (自己株式38株を含む) |
| ③ 株主数 | 1,680名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
N & K T 株式会社	600,000株	20.6%
富山 広己	404,800	13.9
関根 政英	178,200	6.1
シイエヌエス従業員持株会	131,500	4.5
小野間 治彦	112,400	3.8
楠見 慶太	112,000	3.8
生活協同組合コープさっぽろ	100,000	3.4
株式会社NTTデータグループ	100,000	3.4
戸田 忠志	60,000	2.0
種田 政行	54,000	1.8

- (注) 1. N&KT株式会社は、当社代表取締役会長富山広己の資産管理会社であります。
2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式（38株）を控除して算出しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年5月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	富山 広己	株式会社シイエヌエス北海道代表取締役会長
代表取締役社長	関根 政英	
取締役	小野間 治彦	Applied Analytics事業部統括役員 コンサルティング事業部統括役員 システムプラットフォーム事業部統括役員
取締役	猪子 昌俊	管理本部長兼統括役員 経営戦略本部統括役員
取締役	大西 徳昭	BIG WEST BROTHERS合同会社代表 JCXAS株式会社 代表取締役
取締役(常勤監査等委員)	宮川 秀彦	株式会社シイエヌエス北海道監査役
取締役(監査等委員)	福田 英明	福田英明税理士事務所所長
取締役(監査等委員)	堀田 隆之	堀田隆之税理士事務所所長

(注) 1. 取締役大西徳昭氏は、社外取締役であります。

2. 2024年8月29日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって、取締役井上英也氏は任期満了により退任いたしました。
3. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、宮川秀彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役(監査等委員)福田英明氏及び堀田隆之氏は、社外取締役であります。
両氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役大西徳昭氏、社外取締役(監査等委員)福田英明氏及び堀田隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	97,253 (6,300)	97,253 (6,300)	— (—)	— (—)	6 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	17,961 (6,000)	17,961 (6,000)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	115,215 (12,300)	115,215 (12,300)	— (—)	— (—)	9 (4)

(注) 1. 上表には、2024年8月29日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の員数は取締役(監査等委員を除く)5名(うち社外取締役1名)及び取締役(監査等委員)3名(うち社外取締役2名)であります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
3. 当事業年度に支払った役員退職慰労金はありません。
4. 上記には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額として次の金額を含んでおります。
 - ・取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)4名 9,731千円
 - ・監査等委員である取締役(社外取締役を除く)1名 1,161千円
5. 当社は、業績連動報酬等を支給しておりません。
6. 当社は、非金銭報酬等を支給しておりません。

7. 取締役（監査等委員を除く）の報酬額については、2022年8月26日開催の第37回定時株主総会において、年額160,000千円以内（うち社外取締役分は年額15,000千円以内）と決議いただいております（使人兼務取締役の使人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち社外取締役1名）です。監査等委員の報酬額については、2022年8月26日開催の第37回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名（うち、社外取締役2名）です。

□. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年8月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

(a) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合ったものとし、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針とする。報酬の種類は、金銭による月例の固定報酬とし、業績運動報酬及び非金銭報酬等は支給しないものとする。

(b) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

・基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、別に定める役員報酬規程に基づき、常勤及び非常勤・担当職務・業績・貢献度等を考慮して取締役会にて年額を決定し、毎月定額で支給するものとする。

・賞与

当社の取締役の賞与は支給しないものとする。

・退職慰労金

当社の取締役の退職慰労金は、退任時に株主総会の決議を経て、別に定める役員退職慰労金規程に基づき取締役会にて決定した額を支給するものとする。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議によることとしております。なお、当該方針は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容については取締役会において決定しており、取締役その他の第三者には委任しておりません。

二. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役大西徳昭氏は、BIG WEST BROTHERS合同会社の代表、JCXAS株式会社の代表取締役ですが、当社と兼職先との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）福田英明氏は、福田英明税理士事務所の所長ですが、当社と兼職先との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）堀田隆之氏は、堀田隆之税理士事務所の所長ですが、当社と兼職先との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 大 西 徳 昭	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役（監査等委員） 福 田 英 明	当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会14回全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、財務及び会計等の分野における意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与しております。取締役会では、取締役会の審議に関して必要な発言を適宜行い、また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役（監査等委員） 堀 田 隆 之	当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会14回全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、財務及び会計等の分野における意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与しております。取締役会では、取締役会の審議に関して必要な発言を適宜行い、また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の業務停止処分

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任に関する決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、各個人が高い倫理観に基づいて行動するため、コンプライアンス規程を定め、その周知徹底を図ります。
 - ロ. 代表取締役社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに関する当社の遵守状況の確認、相談・通報窓口の設営、綱紀の保持等、必要な活動の推進や体制の整備を統括します。
 - ハ. 当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報規程を定め、必要があるときには、速やかに適切な措置をとります。
 - 二. 反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たないため組織全体で毅然とした態度で臨むとともに、責任者を代表取締役社長、管理部を対応窓口とし、情報収集や警察等の外部専門機関との連携を平素より努めます。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る情報は、記録管理規程に基づき管理部を統括部とし、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存します。
 - ロ. 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査等委員等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 事業活動に伴う各種のリスクについては、リスク管理規程に則りリスク管理を遂行するとともに、代表取締役社長を統括責任者とし、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図ります。
 - ロ. 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとります。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会を原則として1ヵ月に1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役の業務の執行状況の報告等を行います。
 - ロ. 代表取締役、代表取締役が指名する社内取締役、上席執行役員、執行役員、本部長、事業部長及び部長で構成される経営会議を定期的に開催し、業務執行上の重要事項について報告・審議を行います。
 - ハ. 事業計画及び年次予算に基づき、予算と実績の差異分析を通じて目標達成のための進捗管理を行います。
 - 二. 独立性の高い社外取締役を置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図ります。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、グループ会社の経営情報を適時的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求めるとともに、グループ会社に対し、その経営成績、財政状況その他重要な情報について、原則として月1回報告を求めます。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法その他適用のある諸法令に基づき、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、監査等委員会から求められた場合は、その職務を補助すべき使用人を置くこととします。
- ⑧ 上記⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会を補助すべき使用人は、その職務については専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その評価や人事は監査等委員会と協議して行ないます。

- ⑨ 監査等委員会への報告に関する体制
 - イ. 監査等委員会の要請に応じて、取締役及び使用人は、職務の執行に関する事項等を報告し、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告します。
 - ロ. 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告します。
 - ハ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告します。
- ⑩ 上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会へ報告した者に対し、それを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行える体制とします。
- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするために、取締役会等の会議に出席します。また当社は、監査等委員会から要求のあった文書等は、隨時提供します。
 - ロ. 監査等委員は、取締役とのミーティング、事業場や子会社への往査を定期的に行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
リスク管理・コンプライアンス委員会を原則として四半期に1回開催し、コンプライアンスの全社的推進と必要な情報の共有化を図っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
記録管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理しております。また、文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保存期間、及び管理方法等を規程に定めております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理・コンプライアンス委員会を原則として四半期に1回開催し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営及び業務執行の意思決定機関として取締役会を原則として1ヵ月に1回以上開催し、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 内部監査担当が、内部監査計画に基づき、全部門を対象にコンプライアンス遵守の状況、リスク管理体制の有効性を重要項目として内部監査を実施しております。また、監査等委員との定期的な意見交換を実施し、相互連携の強化に努めております。
 - ロ. 業務執行における意思決定の記録となる稟議制度においては、電子稟議決裁システムを採用し、適宜事前の承認申請又は報告を行なっております。また、管理部門が内容を常時閲覧、チェックできる体制を整えております。
 - ハ. 組織的又は個人的な法令違反・会社規則違反等に関する相談又は通報体制として、内部通報窓口を設置しております。通報窓口は管理部長、監査等委員のほか、経営から独立した社外の通報窓口（顧問弁護士）を設け、不正行為等の早期発見と是正を図っております。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
経理規程に基づき、適正な会計処理を行なうと同時に、財務報告に係る内部統制の体制整備を継続的に行なっております。また、監査等委員、内部監査人及び会計監査人は、定期的に当社及び子会社の内部統制の運用状況や監査結果について協議、及び意見交換を行い、財務報告の信頼性を確保いたしました。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は設置しておりませんが、監査等委員会から当該使用人を置くことを求められた場合は、監査等委員会と協議して設置することとします。
- ⑧ 上記⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する体制
前述の通り該当事項はありません。
- ⑨ 監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行います。取締役会等の重要会議へ監査等委員が出席することで適時に情報提供が行なわれ、その議事録についても監査等委員は確認することができます。
- ⑩ 上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告をした者が不利益な取扱いを受けないよう「内部通報規程」に定めております。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制
監査等委員がその職務の執行について必要な費用について予算計上しております。当社に対し費用の請求をしたときは、遅滞なく当該費用等を処理する体制を取っております。
- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は、経営会議や取締役会等の重要会議に出席するほか、監査計画に基づき、重要な書類の閲覧、取締役や幹部社員との面談、監査法人、内部監査人と定期的に意見交換会を実施することにより、取締役の職務執行状況、内部統制の整備並びに運用状況を確認し、監査の実効性の向上を図っております。
 - ロ. 監査等委員会では経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について意見交換を行い、その結果については取締役会などで適宜意見表明しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では基本方針及び買収への対応方針につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会情勢等の変化を注視しつつ慎重に検討を行ってまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業時より積み重ねてまいりました大手SI事業者からの信頼と実績、継続的なリレーションにより、ICT業界の変化を早くに察知し、新しい分野に躊躇せず挑戦し、その先取性により事業を拡大してまいりました。この事業特性により、安定した収益確保を可能としています。今後も、持続的な成長を株主の皆様とともに実現するとともに、株主層の拡大を図るべく、配当性向30%以上を目安に、利益成長に合わせて増配する累進配当の実施を基本方針としております。

連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 產	4,505,570	流 動 負 債	861,986
現 金 及 び 預 金	3,666,604	買 掛 金	399,402
売 掛 金 及 び 契 約 資 產	768,188	リ 一 ス 債 務	2,771
棚 卸 資 產	14,904	未 払 金	261,005
前 払 費 用	53,162	未 払 法 人 税 等	77,395
未 収 入 金	1,639	未 払 消 費 税 等	75,110
そ の 他	1,070	そ の 他	46,300
固 定 資 產	754,286		
有 形 固 定 資 產	50,015	固 定 負 債	438,398
建 物	76,488	リ 一 ス 債 務	5,054
工具、器具及び備品	89,717	役員退職慰労引当金	343,181
土 地	2,220	退職給付に係る負債	90,162
リ 一 ス 資 產	18,000		
減 価 償 却 累 計 額	△136,411		
無 形 固 定 資 產	38,979	負 債 合 計	1,300,385
ソ フ ト ウ エ ア	38,939	(純資産の部)	
そ の 他	40	株 主 資 本	3,959,471
投 資 そ の 他 の 資 產	665,292	資 本 金	478,775
投 資 有 価 証 券	5,000	資 本 剰 余 金	434,675
敷 金 及 び 保 証 金	227,323	利 益 剰 余 金	3,046,078
保 険 積 立 金	267,682	自 己 株 式	△57
繰 延 税 金 資 產	152,305		
そ の 他	64,700		
貸 倒 引 当 金	△51,719	純 資 產 合 計	3,959,471
資 產 合 計	5,259,857	負 債 純 資 產 合 計	5,259,857

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年6月1日から)
(2025年5月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金	額
売 売	上 原 高 価		7,004,976
上 総 利 益			5,298,469
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,706,507
営 業 利 益			1,151,170
業 外 収 益			555,336
受 取 利 息		1,465	
受 取 配 当 金		10,000	
受 取 保 険 金		5,803	
助 成 金 収 入		10,240	
受 取 出 向 料		317	
そ の 他		2,730	30,556
業 外 費 用			
支 払 利 息		220	
保 険 解 約		388	
そ の 他		29	638
経 特 別 利 益			585,254
常 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		2,709	2,709
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			582,545
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		160,609	
法 人 税 等 調 整 額		△5,413	155,195
当 期 純 利 益			427,349
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			427,349

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から)
2025年5月31日まで

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当連結会計年度期首残高	478,775	434,675	2,758,217	–	3,671,667	3,671,667
当連結会計年度変動額						
剩　余　金　の　配　当			△139,488		△139,488	△139,488
親会社株主に帰属する当期純利益			427,349		427,349	427,349
自己株式の取得				△57	△57	△57
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	–	–	287,861	△57	287,804	287,804
当連結会計年度末残高	478,775	434,675	3,046,078	△57	3,959,471	3,959,471

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,035,762	流動負債	746,807
現金及び預金	3,288,625	買掛金	359,584
売掛金及び契約資産	679,701	リース債務	2,771
棚卸資産	14,749	未払金	231,497
前払費用	48,854	未法人税等	48,913
未収入金	2,649	未消費税等	61,331
その他の	1,181	その他	42,708
固定資産	748,739	固定負債	433,994
有形固定資産	41,452	リース債務	5,054
建物	66,608	役員退職慰労引当金	338,776
工具、器具及び備品	73,558	退職給付引当金	90,162
土地	2,220		
リース資産	18,000		
減価償却累計額	△118,935	負債合計	1,180,801
無形固定資産	38,839	(純資産の部)	
ソフトウエア	38,799	株主資本	3,603,699
その他の	40	資本金	478,775
投資その他の資産	668,448	資本剰余金	434,675
投資有価証券	5,000	資本準備金	428,775
関係会社株式	25,000	その他資本剰余金	5,900
敷金及び保証金	215,563	利益剰余金	2,690,306
保険積立金	267,682	利益準備金	13,197
繰延税金資産	142,328	その他利益剰余金	2,677,109
その他の	64,593	繰越利益剰余金	2,677,109
貸倒引当金	△51,719	自己株式	△57
資産合計	4,784,501	純資産合計	3,603,699
		負債純資産合計	4,784,501

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年6月1日から)
(2025年5月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,358,647
売 上 原 価	4,836,492
売 上 総 利 益	1,522,154
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,050,550
営 業 利 益	471,603
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,307
受 取 配 当 金	10,000
受 取 保 険 金	5,803
助 成 金 収 入	6,752
受 取 出 向 料	317
そ の 他	2,708
	26,889
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	220
保 険 解 約 損	388
そ の 他	29
	638
経 常 利 益	497,855
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2,664
	2,664
税 引 前 当 期 純 利 益	495,191
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	127,749
法 人 税 等 調 整 額	△1,448
当 期 純 利 益	126,300
	368,890

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から)
2025年5月31日まで

(単位：千円)

資本金	株主資本								純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計			
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益準備金					
当期首残高	478,775	428,775	5,900	434,675	13,197	2,447,707	2,460,904	-	3,374,354	
当期変動額										
剰余金の配当						△139,488	△139,488		△139,488	
当期純利益						368,890	368,890		368,890	
自己株式の取得								△57	△57	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	229,402	229,402	△57	229,345	
当期末残高	478,775	428,775	5,900	434,675	13,197	2,677,109	2,690,306	△57	3,603,699	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月28日

株式会社シイエヌエス

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士	下 田 琢 磨
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士	中 井 清 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シイエヌエスの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シイエヌエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月28日

株式会社シイエヌエス

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士	下 田 琢 磨
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士	中 井 清 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シイエヌエスの2024年6月1日から2025年5月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月28日

株式会社 シイエヌエス 監査等委員会

常勤監査等委員 宮川 秀彦 

監査等委員 福田 英明 

監査等委員 堀田 隆之 

(注) 監査等委員福田英明及び堀田隆之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

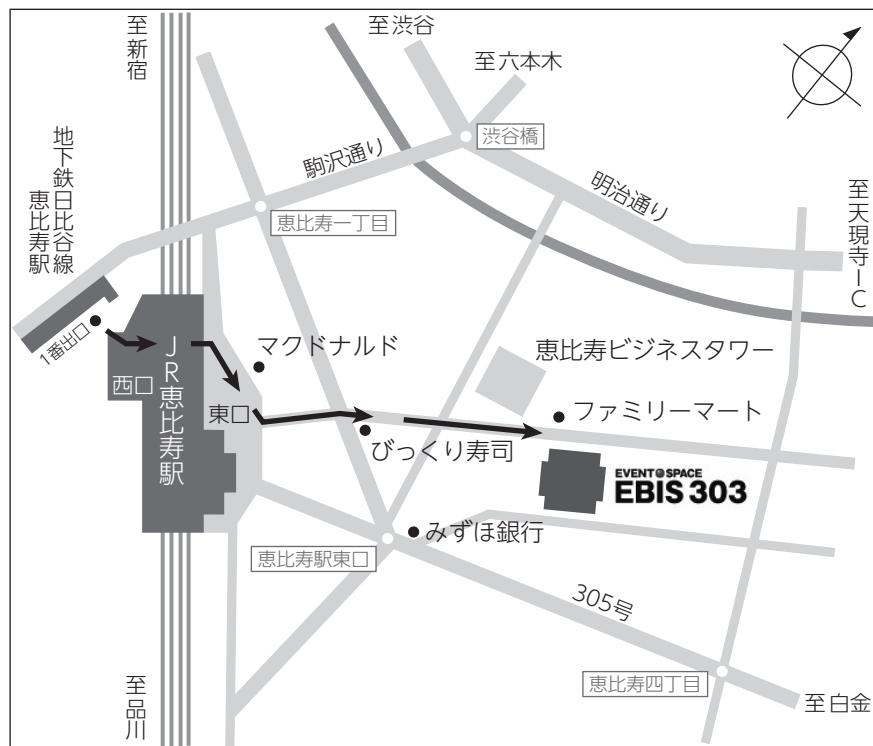
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区恵比寿1丁目20番8号

エビススバルビル「EBIS 303」

5階 カンファレンスルームABC



交通

JR 恵比寿駅

東口より

徒歩約3分

地下鉄日比谷線恵比寿駅

1番出口より

徒歩約4分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。